

通勤手当に負担させた社会保険料を年金で取り戻すには何年かかる？

【1】通勤手当が無い場合 山田さん 給与30万円

- 1カ月の社会保険料本人負担額  
 $30\text{万円} \times (18.3\% + 10.34\%) \div 2 = 42,960\text{円}$
- 40年間の社会保険料負担額合計  
 $42,960\text{円} \times 12\text{か月} \times 40\text{年} = 20,620,800\text{円} \dots A$
- 年金受取額  
厚生年金部分  $1,644\text{円} \times 12\text{か月} \times 40\text{年} = 789,120\text{円}$   
国民年金部分 795,000円  
合計  $1,584,120\text{円/年} \dots B$   
(※1,644円 = 30万円 × 5.481 ÷ 1,000)

【2】通勤手当が有る場合 中村さん 給与30万円 通勤手当3万円

- 1カ月の社会保険料本人負担額  
 $33\text{万円} \times (18.3\% + 10.34\%) \div 2 = 47,256\text{円}$
- 40年間の社会保険料負担額合計  
 $47,256\text{円} \times 12\text{か月} \times 40\text{年} = 22,682,880\text{円} \dots C$
- 年金受取額  
厚生年金部分  $1,808\text{円} \times 12\text{か月} \times 40\text{年} = 867,840\text{円}$   
国民年金部分 795,000円  
合計  $1,662,840\text{円/年} \dots D$   
(※1,808円 = 33万円 × 5.481 ÷ 1,000)

【3】両者の比較

- 社会保険料本人負担額の差 (いわゆる通勤手当に負担させた社会保険料額)  
中村さん 22,682,880円 C  
山田さん Δ20,620,800円 A  
差額 2,062,080円 → 中村さんの方が多く負担している。
- 年金受取額の差 (いわゆる将来受け取れる年金の増加額)  
中村さん 1,662,840円 D  
山田さん Δ1,584,120円 B  
差額 78,720円 → 中村さんの方が年間78,720円多く受け取れる。
- 中村さんが山田さんより多く負担した通勤手当に掛かる社会保険料を年金受取額で取り戻すために要する年数。  
 $2,062,080\text{円} \div 78,720\text{円} \doteq 26\text{年}$

【4】結論

中村さんは年金受給開始から26年を経過した91歳にならないと、通勤手当に負担させた社会保険料の総額を取り戻すことはできない。日本人の平均寿命からすると、かなりの人がこの差額を取り戻せずに生涯を終えることになる。しかも、通勤手当額が多い人ほど取り戻せない金額は多くなる。つまり、通勤手当の有無や通勤手当額の多寡がある限り、通勤手当に社会保険料を負担させることは、年金の負担と受給の公平性と言う観点から不公平と言わざるを得ない。

もちろん、事業主にとっては、通勤手当を所得税法上も消費税法上も給与ではなく交通費として処理できる以上、通勤手当に社会保険料を負担させる合理性を認めることは出来ないと言える。